

入札参加資格制限措置の概要

1. 対象業者の商号又は名称（代表者名）及び住所

商号又は名称（代表者名）	有限会社浪江電設（代表取締役 阿部 雅彦）
	法人番号 8380002030289
住所	福島県双葉郡浪江町大字小野田字下川原4-1

2. 措置期間

平成 31 年 2 月 18 日 ～ 平成 31 年 5 月 17 日（3か月）

なお、本県建設工事等入札参加資格制限措置要綱第4条第7項の規定に準じて、下記の各事実に係る入札参加資格制限の期間を合算した期間としている。

3. 事実概要

当該人は、公共工事において、特定建設業の許可を受けていないにもかかわらず、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。このことが同法第28条第1項第6号に該当するとして、同法第28条第3項に基づき、平成31年2月5日、福島県知事より平成31年2月19日から7日間の営業停止処分を受けた。

また、請負金額が3,500万円以上の公共工事で技術者の専任を要する工事であるにもかかわらず、技術者を専任としなかった。このことが同法第26条第3項に違反するとして、同法第28条第1項に基づき、平成31年2月5日、福島県知事より指示処分を受けた。

4. 措置理由

このことが、本県建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表第2の4（建設業法違反行為）に該当するため。

【入札参加資格制限措置要綱別表第2の4】

措置要件	期間
<p>（建設業法違反行為）</p> <p>4 有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人若しくはその法人の役員若しくは使用人が建設業法違反の容疑により逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されたとき、又は建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	当該認定をした日から1か月以上12か月以内

問い合わせ先

福島県総務部入札監理課
 福島県福島市杉妻町2-16
 （電話）024-521-7899